



## LEGAL UPDATE

2022年9月

### 知的財産法改正法 (1)

ベトナム国会は2022年6月16日、知的財産法第50/2005/QH11号（その改正法である法第36/2009/QH12号を含む。以下、「現行法」）の一部を修正・補足する改正法第07/2022/QH15号（「改正法」）を可決した。改正法は2023年1月1日に施行（ただし、音響の商標に関する規定は2022年1月14日から、農業用化学製品の実験データの保護に関する規定は2024年1月14日から施行）され、現行法の一部が修正・補足される。本稿では、改正法の主要な内容のうち、著作権に関する内容を紹介する。

#### 1. 著作者、共同著作者の定義

現行法の下位法令である著作権、著作隣接権に関する知的財産法の施行細則を定める政令第22/2018/ND-CP号（「22号政令」）では、著作者とは、文学的、芸術的または科学的著作物の一部または全部を個人的に創作した者と規定する<sup>1</sup>ところ、改正法では、著作物の性質に限定を加えることなく、単に著作物を直接に創造した者と規定した<sup>2</sup>。

また、22号政令では、共同著作者とは、文学的、芸術的または科学的著作物の一部または全部を共同で作成する者と規定する<sup>3</sup>ところ、改正法では、二人以上の者が、その者の寄与を組み合わせることで完成した著作物を作り出す趣旨で、著作物を直接に創作した場合のその者と規定した<sup>4</sup>。そして、他の共同著作者の部分に害することなく、その著作物から一部を分離して個別に利用することができる場合、または他に規定がある場合を除き、共同著作者による著作物に関する人格権および財産権の行使は、共同著作者の合意により行われるとする規定を設けた<sup>5</sup>。

#### 2. 著作権侵害の適用除外<sup>6</sup>

改正法では、利用にあたり許可を要せず、ロイヤルティの支払いを要しないが、著作者の名称およびその著作物の出所に関する情報を提供しなければならない公表著作物として、以下の点が修正・補足された。

- 教育目的で、講演、出版物、実演、録音、映像記録および教育番組を、例示するために合理的な範囲で著作物を利用すること（当該著作物を利用することができる者を受講者および講師に限ることを保証するための技術的手段を実施することを条件として、内部のコンピュータネットワークにより提供される

<sup>1</sup> 22号政令6条1項

<sup>2</sup> 改正法1条4項

<sup>3</sup> 22号政令6条2項

<sup>4</sup> 改正法1条4項

<sup>5</sup> 改正法1条4項

<sup>6</sup> 改正法1条7項

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



場合も含まれる)。 [現行法より詳細に規定]

- 国家機関の公務執行において著作物を利用すること。 [改正法において新しく規定]
- 商業的目的を有さず、図書館の業務において著作物を利用すること。 [現行法より詳細に規定]
- 新聞、定期刊行物での掲載、放送又はその他の公衆へのコミュニケーションの手段において、講演、スピーチ、その他公衆に対してなされた言論について、ニュース配信の目的で適切な複製をすること（著作者が権利を主張する場合を除く）。 [改正法において新しく規定]
- 一定のイベントで録音、録画された著作物を利用する場合を含め、ニュース配信を目的として、当該イベントにおいて写真撮影、録音、録画、放送をすること。 [改正法において教育目的を削除]
- 視覚障害者、印刷物の読み取りができない障害者および通常の方法で著作物の読み取りができない他の障害者、障害者の保護者および政府により定められた条件を満たした組織が、一定の著作物を利用すること。 [改正法において新しく規定]

ご質問は下記まで：

[ ホーチミンオフィス ]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram/Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: [hochiminh@tmi.gr.jp](mailto:hochiminh@tmi.gr.jp)

[ ハノイオフィス ]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: [hanoi@tmi.gr.jp](mailto:hanoi@tmi.gr.jp)

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.